

産学官連携推進活動経費改定のお知らせ

改定内容

共同研究等における 産学官連携推進活動経費の率 を次のとおり改定いたします。

改定前：直接経費の20% → 改定後：直接経費の30%以上

◎ 直接経費はこれまで同様、共同研究等の遂行に必要な額を拠出願います。

※直接経費：共同研究等の実施に直接的に必要な物品費、人件費、旅費、光熱水料、施設使用料等の経費

改定の適用対象

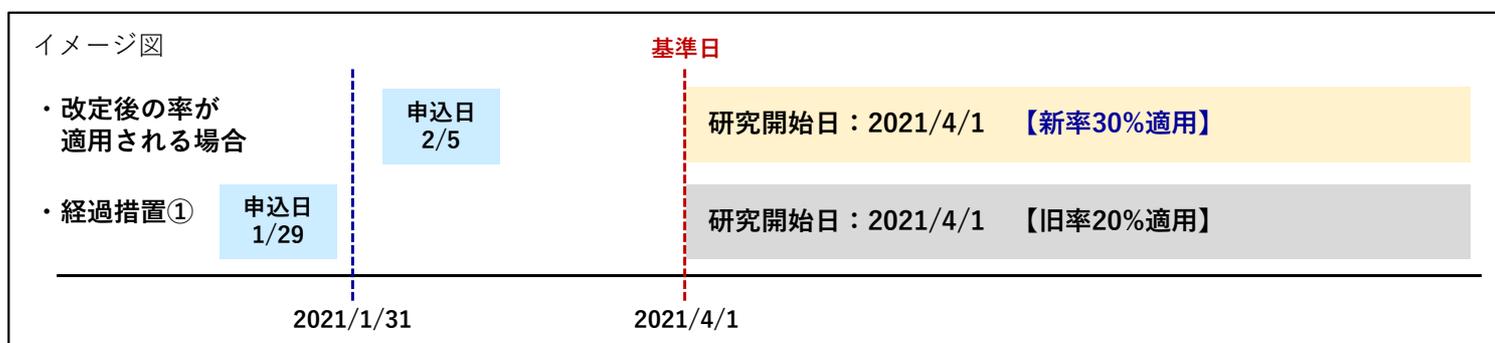
2021年4月1日（基準日）以降に開始する共同研究契約

◎ 基準日より前に開始する契約についても、本改定の趣旨にご理解を賜り、改定後の率（30%以上）をご負担いただけますと幸いです。

※締結済みの契約について、基準日以降の活動に対し共同研究費等（直接経費）を追加で拠出いただく場合は、期間延長（変更）に伴うものも含め、当該研究費に対して改定後の率（30%）を適用します。

【経過措置】

① 2021年1月31日までに新規又は変更の申し込み（申込書の申請日を基準とする）をされた共同研究・共同事業契約については、改定前の率（20%）を適用します。



② 共同研究講座（部門）・協働研究所に係る契約で、2021年3月31日までに新規又は変更の申し込み（申込書の申請日を基準とする）をされたものについては、最長3年間（3年未満の場合は当該期間）は改定前の率（20%）を適用します。



【本件に関するお問い合わせ先（事務担当）】

大阪大学共創推進部共創事業課

Tel: 06-6879-4733

Email: [kyousou-jigyo@ml.office.osaka-u.ac.jp](mailto:kyouso-jigyo@ml.office.osaka-u.ac.jp)